

第 3 2 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関①」という。）及び名古屋市教育委員会（以下「実施機関②」という。）が行った、第 3 に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開又は非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

- (1) 平成30年 3月 9日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関②に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

平成29年度 指導室に対する開示請求

- ・復命書（県外のもの）
- ・学校訪問報告書
- ・職場環境調査表
（各学校のもの）

- (2) 同年 3月23日、実施機関②は、本件公開請求①の対象となる行政文書のうち職場環境調査表（各学校のもの）（以下「本件対象文書①」という。）は存在しないことを理由として非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 4月17日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

- (4) 実施機関②は本件処分①以外にも本件公開請求①について処分を行っているが、本件審査請求①は本件処分①を特定して行われたものである。

2 審査請求②について

- (1) 平成30年 4月19日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

総務課に対する請求

H19年度の分

- ・新旧法令の対照表
- ・学校教育法・施行令規則及び名古屋市で作成した文書
（以下これらを「本件対象文書②」という。）

- (2) 同年 5月 7日、実施機関②は、本件対象文書②は存在しないことを理由として非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 5月 8日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求③について

- (1) 平成30年 5月10日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

H29年度

- ・就学支援委員会で配布された文書及び議事録

- (2) 同年 5月24日、実施機関②は、H29年度 就学支援委員会議事録（以下「本件対象文書③」という。）は存在しないことを理由として非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 5月28日、審査請求人は、本件処分③を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、審査請求人は、本件公開請求③のうち、本件対象文書③を除いた

部分について、公開請求を取り下げている。

4 審査請求④について

- (1) 平成30年 5月23日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

会計室に対する開示

ある日の支出金調書による支払い状況がわかる文書

（以下「本件対象文書④」という。）

- (2) 同年 6月 6日、実施機関①は、本件対象文書④は存在しないことを理由として非公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 6月 8日、審査請求人は、本件処分④を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

5 審査請求⑤について

- (1) 平成30年 5月22日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑤」という。）を行った。

名古屋市精神保健センターに対する開示請求

精神障害相談対応の手引き 直近のもの

復命書（会議、研修会を含む）H29年度

旅行命令簿 H29年度・H30年度

相談記録 H29年度・H30年度

- (2) 同年 7月 4日、実施機関①は、本件公開請求⑤の内容のうち、精神障害相談対応の手引き（直近のもの）（以下「本件対象文書⑤」という。）については存在しないことを理由として非公開とし、相談記録 H29年度・H30年度（以下「本件行政文書」という。）についてはこれを特定した上で非公開とし、その他の文書をそれぞれ特定した上で公開とし、これらをまとめて一部公開決定（以下「本件処分⑤」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 7月 9日、審査請求人は、本件処分⑤のうち本件対象文書⑤及び本件行政文書を非公開とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

6 審査請求⑥について

- (1) 平成30年 6月 4日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑥」という。）を行った。

平成29年度文化振興室職員が作成した
開示請求人との協議文書
文化振興事業団職員との協議文書

- (2) 同年 6月15日、実施機関①は、本件公開請求⑥の内容のうち、平成29年度文化振興室職員が作成した開示請求人との協議文書（以下「本件対象文書⑥」という。）については存在しないことを理由として非公開とし、文化振興事業団職員との協議文書を特定した上で公開とする一部公開決定（以下「本件処分⑥」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 同年 7月 9日、審査請求人は、本件処分⑥のうち、本件対象文書⑥について非公開とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

7 審査請求⑦について

- (1) 平成30年 7月10日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑦」という。）を行った。

H29年度、H30年度
DV被害者支援に関して警察の役割がわかる文書
警察からのTEL、協議記録（DVに関するもの）
（以下これらを「本件対象文書⑦」という。）

- (2) 同年 7月24日、実施機関①は、本件対象文書⑦は存在しないことを理由として非公開決定（以下「本件処分⑦」という。）を行い、その旨を審査

請求人に通知した。

- (3) 同年 7月26日、審査請求人は、本件処分⑦を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

8 審査請求⑧について

- (1) 平成30年 7月11日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑧」という。）を行った。

保健所に対する開示請求
強制不妊手術に係る文書一式
（以下「本件対象文書⑧」という。）

- (2) 同年 7月24日、実施機関①は、本件対象文書⑧は存在しないことを理由として非公開決定（以下「本件処分⑧」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 7月26日、審査請求人は、本件処分⑧を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

9 審査請求⑨について

- (1) 平成30年 7月 9日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑨」という。）を行った。

精神保健福祉センター
H29年度、H30年度
センター長の復命書
旅行命令書
会議・研修会で入手した文書
相談担当者の研修会議に出席したときに入手した文書

- (2) 同年 8月21日、実施機関①は、本件公開請求⑨の内容のうち、H29年度及びH30年度の精神保健福祉センター長の復命書（以下「本件対象文書⑨」という。）については存在しないことを理由として非公開とし、その他の

文書についてはそれぞれ特定した上で公開とする一部公開決定（以下「本件処分⑨」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 9月26日、審査請求人は、本件処分⑨のうち、本件対象文書⑨について非公開とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

10 審査請求⑩について

- (1) 平成30年 6月28日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑩」という。）を行った。

精神障害を有する女性に対する支援の内容がわかる文書
H29年度
（以下「本件対象文書⑩」という。）

- (2) 同年 8月 7日、実施機関①は、本件対象文書⑩は存在しないことを理由として非公開決定（以下「本件処分⑩」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 同年 9月26日、審査請求人は、本件処分⑩を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 4 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、各実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書を全部又は一部を非公開した理由として、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 審査請求①、③、⑦及び⑩について

対象文書を作成又は取得しておらず存在しない。

- (2) 審査請求②について

本件対象文書②は、名古屋市では作成していない。また、国からの通知文書については保存年限を経過しており不存在である。

- (3) 審査請求④について

本件対象文書④は、会計管理者として審査を行う支出の命令書を指すこ

とを窓口で確認したが、当該文書は、支出に係る市長の命令の審査や支払事務のために一時的に預かったうえ、用務終了後に所管の部署に返還するものであり、実施機関①が事実上支配していないことから、実施機関①が管理している文書ではない。また、写しも取得しないため存在しない。

(4) 審査請求⑤について

本件対象文書⑤は、作成及び取得しておらず、存在しない。

本件行政文書に記載された相談内容は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

(5) 審査請求⑥について

本件対象文書⑥は作成しておらず存在していない。

(6) 審査請求⑧について

本件対象文書⑧は名古屋市保健所に存在しない。

(7) 審査請求⑨について

本件対象文書⑨は存在しない。

2 上記 1 に加え、各実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

審査請求人から請求のあった各学校の職場環境調査表について、同名称又はこれに類する名称の行政文書を各学校が作成した事実はなく、実施機関②において文書は存在しない。

(2) 審査請求②について

学校教育法、同法施行令及び同法施行規則に関する事務は文部科学省が所管しており、審査請求人から請求のあった、平成19年度におけるこれらの法令及びこれらの法令の改正に係る新旧対照表については、実施機関②では作成していない。

また、これらの法令に関する文部科学省からの通知等について、事務通知・連絡・報告に係る行政文書の保存期間は 1 年とされているところ、平成19年度の収受文書は、保存期間の経過により廃棄している。

なお、審査請求人に対し、別途、文部科学省のウェブサイトに掲載されている文部科学省事務次官名通知「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」（平成18年 7月18日付け18文科初第 446号）及び当該学校教育法等の改正に係る新旧対照表を情報提供しようとしたが、審査請求人はこれを受け取らなかった。

(3) 審査請求③について

ア 就学指導委員会（令和元年度より、名称を「教育支援委員会」に変更している。）は、教育上特別な取扱いを要する学齢児童及び学齢生徒の障害の種類、程度等の判断について調査及び協議を行い、児童生徒の適切な就学を図るため、市全体、各行政区及び各学校に設置している。また、就学指導委員会は、本市職員から構成される調査・協議組織であり、実施機関②が定める設置基準により設置されている。

上記により、就学指導委員会は、附属機関及びこれに類するもの並びに庁内会議に該当しないため、議事録又は会議の概要の公表を義務付けられておらず、かかる資料を行政文書として作成する義務を有しない。

イ また、就学指導委員会は、障害のある児童生徒の就学にあたって、どのような場で、どのような教育を受けることが最も適切であるかを検討し、指導を行っており、当該児童生徒の障害の状態、教育的ニーズ、保護者の意見、学校や地域の実情等の総合的な観点から就学先を決定するため、当該児童生徒に係る個別の調査及び協議が行われることがほとんどであって、調査及び協議の内容について公表することも継続的に同一案件を引き継ぐことも想定しておらず、議事録を作成することを想定していない。

(4) 審査請求④について

会計管理者として審査を行う支出の命令書については、支出に係る市長の命令の審査や支払事務のために地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の 4及び名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5号）第71条第 1項を根拠に、一時的に預かっているものであり、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を現実に有していないことから、会計室が管理しているものには該当しない。

(5) 審査請求⑤について

ア 審査請求人は名古屋市精神保健福祉センターにおける「精神障害相談

対応の手引き」の文書を請求している。しかし、精神障害相談は千差万別であり、その対応はマニュアル化することが困難であり存在しない。各事例の特性によって、面接面談を行う場合、別の窓口を案内する場合、適切な医療機関を案内する場合、傾聴する場合などがあり、個々の状況に応じて対応することとなる。

審査請求人は相談業務に必要とされる文書であると主張するが、各種相談リーフレットや障害者福祉のしおり等、個々の状況に応じた資料を用いて相談事業を行っているため、「精神障害相談対応の手引き」は存在しない。

イ 実施機関①における相談記録は、精神保健分野の様々な相談の経緯（以下「本件情報」という。）が記載されており、それらは相談対象者の病歴や現在の精神状況等が明らかとなるものであり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるものであることは明らかである。

(6) 審査請求⑥について

審査請求人に本件公開請求⑥の趣旨を確認したところ、補正後の公開請求書ではなく、あくまで公開請求書の確認及び補正をした際の面談の記録を請求したいとの主張であった。行政文書公開請求書の内容の確認及び補正において面談を実施した場合に、その記録を作成することは規定等で義務付けられているわけではない。

(7) 審査請求⑦について

ア 審査請求人は平成29年度と平成30年度のDV被害者支援に関して警察の役割がわかる文書を請求しているが、当該年度に作成又は取得した文書はない。

イ 審査請求人は平成29年度と平成30年度の警察からの電話・協議の記録を請求しているところ、警察からの電話を受けることはあるが、特に記録は作成していない。また、警察から協議を受けた事実はない。

(8) 審査請求⑧について

ア 審査請求人は、実施機関①に対し保健所で管理する強制不妊手術に係る文書一式を請求している。

強制不妊手術は、優生保護法の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 105 号）による改正前の優生保護法（昭和 23 年法律第 156 号。以下「旧優生保護法」という。）の施行下において当該法に基づいてのみ認められた手術であるということ、本件公開請求⑧時点の新聞やテレビ等の報道において、強制不妊手術という用語が旧優生保護法に基づいた手術のことを指して使用されていたことから、本件公開請求⑧の対象となる文書は、名古屋市保健所が管理する旧優生保護法に関連した文書であり、その内で特に強制不妊手術に関するものであると認めた。

イ 平成 30 年 4 月 25 日、厚生労働省子ども家庭局長から保健所設置市母子保健主幹部局長あて、旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等の調査の実施についての依頼が通知されたことから、健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）は、名古屋市保健所内における、旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等の調査を行うこととした。

なお、名古屋市の保健所は、旧優生保護法の施行期間においては、各保健所として、市内各区に設置されていたが、平成 30 年度からの組織変更により、それらは名古屋市保健所の支所として位置づけられ、名称が各保健センターへと変更になった。加えて、保健医療課、健康福祉局健康部感染症対策室、同部健康増進課、同部環境薬務課、同部食品衛生課、同局障害福祉部障害企画課、子ども青少年局子育て支援部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）、生活衛生センター及び動物愛護センターも名古屋市保健所の組織と位置付けられ、それら全体で名古屋市保健所を構成することとなった。このことから、名古屋市保健所内における旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等の調査については、各保健センターを中心に行うとともに、平成 30 年度から保健所組織に位置付けられた部署においても、念のため行うこととした。

ウ 同日、保健医療課は、上記イの通知内容に関する愛知県の担当部署である愛知県健康福祉部こころの健康推進室に対し、旧優生保護法に関連した本市の保健所の業務内容について問い合わせを行い、同法の施行下において、書類の進達や統計に関する業務があったと思われるが、詳細は不明であるとの回答を得た。

エ 同年 5 月 9 日、保健医療課は、総務局法制課が所管する行政文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び行政文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報システムである文書管理システムでの確認及

び、本市の文書の収受及び発送並びに行政文書の保存を所管する総務局法制課への問い合わせにより、現時点まで保存期間中となっている名古屋市保健所の組織の文書管理の簿冊に、旧優生保護法に関連したものはないことを確認した。

オ 同年 5月31日、保健医療課長及び子育て支援課長は、各保健センターの文書管理を所管する保健管理課長及び健康安全課長あてに、また、健康福祉局健康部長は、子ども青少年局子育て支援部長及び健康福祉局障害福祉部長あてに、各保健センターまたは保健所組織である所管課における旧優生保護法に関連した資料の有無の確認及び、資料を保有している場合は保全するよう、資料の例示として「保健所を経由して愛知県に提出する優生保護法手術申請書の写し」を挙げ、通知した。

カ 同年 6月20日、保健医療課は、上記オの通知への回答及び、保健医療課始め保健所組織である健康福祉局健康部内各課室、生活衛生センター及び動物愛護センターの保有文書の確認により、名古屋市保健所に、強制不妊手術に関連した資料を始め、旧優生保護法に関連した資料が存在しないことを確認した。

(9) 審査請求⑨について

平成29年度及び30年度においてセンター長はいくつかの会議に出席しているものの、復命書は作成していないため、存在しない。

(10) 審査請求⑩について

本件公開請求⑩は、配偶者による暴力等（以下「DV」という。）の被害者に対する支援の担当課に対する請求である。DVの相談者には精神障害を有する女性も含まれ、必要に応じて関係機関と連携して支援を行っているが、平成29年度において支援について作成又は取得した文書はない。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 審査請求①、⑦及び⑧について
開示請求に係る行政文書を管理している。
- (2) 審査請求②及び③について
開示請求に係る公文書を管理している。
- (3) 審査請求④について
開示請求に係る行政文書を管理している。
職務として必要としている文書であるから、現に管理している支出金調書は行政文書である。
- (4) 審査請求⑤について
不存在にした文書は存在する。相談業務に必要とされる文書である。
条例第 7条 1項第 1号に該当しない。
- (5) 審査請求⑥について
開示請求人との面談記録は作成している。
開示請求に係る補正依頼文書が作成されている理由は開示請求人との面談を前提としている。
- (6) 審査請求⑨について
センター長の復命書は存在する。
- (7) 審査請求⑩について
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

- (1) 本件情報が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。
- (2) 本件対象文書①から⑩までの有無。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の

保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書及び本件対象文書①から⑩までについて

(1) 本件行政文書は、名古屋市精神保健福祉センターにおいて実施機関①が行った精神障害に係る相談を記録したものであって、本件情報が記載されている。

(2) 本件対象文書①は、職場環境調査という名称の調査の、各学校における結果や内容の分かるものと解することが相当である。

(3) 本件対象文書②は、平成19年度の改正に関連した、学校教育法・施行令規則と新旧対象表であると解することが相当である。

(4) 本件対象文書③は、平成29年度の就学指導委員会議事録であると解することが相当である。

(5) 本件対象文書④は、審査請求人の本件公開請求④時の発言の趣旨等から、会計室が会計管理者として審査を行う支出の命令書と解することが相当である。

ア 会計管理者として審査を行う支出の命令書は、上記第41(3)及び第42(4)のとおり、会計室が所管の部署から一時的に預かり、用務終了後に所管の部署に返還するものであり、写しも作成又は取得していない。

イ なお、当該支出命令書が所管の部署に返還される契機は決まっておらず、同一日であっても時点が異なれば実施機関①が預かっている支出命令書は変動し、特定することは困難であることが認められる。

(6) 本件対象文書⑤は、精神障害相談対応の手引きであり、実施機関①において精神相談を行っているが、その対応の際に参照するマニュアルのような文書と解することが相当である。

(7) 本件対象文書⑥は、審査請求人が行った行政文書公開請求に関連して、

その内容の確認や、請求に対する補正依頼を行う際、公開請求者と面談を行うことがあるが、その面談記録と解することが相当である。

(8) 本件対象文書⑦は、平成29年度及び平成30年度に作成・取得された、DV被害者支援に関して警察の役割が分かる文書及び警察からのTEL、協議の記録であると解することが相当である。

(9) 本件対象文書⑧は、旧優生保護法の下で行われた強制不妊手術に関する文書と解することが相当である。

(10) 本件対象文書⑨は、平成29年度及び平成30年度に作成された精神保健福祉センター長の復命書と解することが相当である。

(11) 本件対象文書⑩は、審査請求人が本件公開請求⑩を行った際の発言の趣旨等から、DV相談・支援の担当課が所管する、精神障害を有する女性に特化して作成されたDV被害者支援に係る支援策を記載した行政文書と解することが相当である。

4 条例第7条第1項第1号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報は、実施機関①による上記第42(5)イの主張に鑑みれば、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(3) したがって、本件情報は、条例第7条第1項第1号に該当すると認められる。

5 本件対象文書①から⑩までの有無について

(1) 各実施機関は対象文書が存在しない理由として、本件処分①及び②については、当該事務やそれに関連する事務を行っていないこと、本件処分②

及び⑧については、保存期限を経過したこと等により文書を既に廃棄したこと、本件処分③、⑤から⑦まで、⑨及び⑩については、当該事務やそれに関連する事務を実施しているものの、その記録を行政文書として管理する必要がないことや当該事務に関連して行政文書を作成・取得する必要がないことを理由に、請求日時点で存在していない旨を主張する。

(2) 上記(1)の本件対象文書①から③まで及び⑤から⑩までが存在していないことについての各実施機関の説明に、行政文書の存在を疑わせるほどの不自然、不合理な点があるとは認められず、審査請求人もこの点について具体的に主張していないほか、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

(3) また、本件対象文書④については、上記 3 (5)の事情に鑑みれば、本件公開請求④につき、実施機関の合理的な努力により対象となる文書を特定することができる程度の記載とは認められないことから、審査請求人に対し、対象となる行政文書の所管に関することを含め、請求内容の補正を求める余地があったと認められるが、結果として、当該記載は当初の内容のまま維持されている。そうすると、本件公開請求④については、形式上の不備が認められることを理由として却下し、公開しない旨の非公開決定をすべきとも認められるが、本件処分④を取り消し、改めて公開しない旨の非公開決定をする意義に乏しいことから、結論において妥当であるといわざるを得ない。

(4) したがって、本件対象文書①から⑩までが存在しないことを理由として行った本件処分①から⑩までは妥当である。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会からの付言

一般的に、公開請求者は行政組織や行政事務に通じていないため、公開を求める行政文書を的確に記載することは困難である。したがって、実施機関は、公開請求者に対し、公開請求の趣旨を確認しながら行政文書の特定を行うべきであり、この過程において、公開請求者が請求する行政文書と公開請求書の記載内容とが合致しないことが判明したときは、公開請求書の補正を求める必要がある。

上記第 6 5(3) で述べたとおり、本件公開請求④において審査請求人から提

出された公開請求書の記載内容は、審査請求人が公開を求める行政文書を特定することができる程度の記載とはなっていないものの、審査請求人から適切に公開請求の趣旨を聴き取り、補正を求めるに至っていたならば、いずれかの支出命令書が特定される余地はあったものと認められる。

実施機関においては、今後、このような請求を受けた際には、行政文書の特定に至ることができるよう、公開請求者に対し、適切に対応していくことが望まれる。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①

年 月 日	内 容
平成30年 5月 8日	諮問書の受理
同日	実施機関②に弁明書を提出するよう通知
6月 6日	弁明書の受理
6月28日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(2) 審査請求②

年 月 日	内 容
平成30年 5月24日	諮問書の受理
同日	実施機関②に弁明書を提出するよう通知
6月28日	弁明書の受理
7月17日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

(3) 審査請求③

年 月 日	内 容
平成30年11月15日	諮問書の受理
同日	実施機関②に弁明書を提出するよう通知
令和 3年 3月 2日	弁明書の受理

3月 5日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知
-------	---

(4) 審査請求④

年 月 日	内 容
平成30年11月15日	諮問書の受理
同日	実施機関①に弁明書を提出するよう通知
12月17日	弁明書の受理
平成31年 1月 7日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(5) 審査請求⑤

年 月 日	内 容
平成30年12月 7日	諮問書の受理
同日	実施機関①に弁明書を提出するよう通知
平成31年 1月17日	弁明書の受理
2月19日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(6) 審査請求⑥

年 月 日	内 容
平成30年12月 7日	諮問書の受理
同日	実施機関①に弁明書を提出するよう通知
平成31年 3月18日	弁明書の受理
3月29日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(7) 審査請求⑦

年 月 日	内 容
平成31年 1月22日	諮問書の受理
同日	実施機関①に弁明書を提出するよう通知
2月22日	弁明書の受理
4月22日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(8) 審査請求⑧

年 月 日	内 容
平成31年 1月22日	諮問書の受理
同日	実施機関①に弁明書を提出するよう通知
2月20日	弁明書の受理
3月 1日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(9) 審査請求⑨

年 月 日	内 容
平成31年 3月25日	諮問書の受理
同日	実施機関①に弁明書を提出するよう通知
4月25日	弁明書の受理
令和元年 5月28日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

(10) 審査請求⑩

年 月 日	内 容
平成31年 3月25日	諮問書の受理
同日	実施機関①に弁明書を提出するよう通知
4月25日	弁明書の受理

令和元年 6月12日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知
------------	---

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 3年 2月26日 (第34回第 1小委員会)	調査審議
3月17日 (第35回第 1小委員会)	調査審議
4月23日 (第36回第 1小委員会)	調査審議
5月28日 (第37回第 1小委員会)	調査審議
7月30日 (第38回第 1小委員会)	調査審議
8月27日 (第39回第 1小委員会)	調査審議
令和 4年 1月19日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 川上明彦